

令和8年度「若者U I Jターン促進事業」PR業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度「若者U I Jターン促進事業」PR業務

2 事業概要

宮崎県への移住を促進するため、県が令和7年度から実施している「若者応援給付金」をはじめ、本県への移住者を対象に実施する移住支援事業を県内外にPRすることで、本県の移住支援の認知度向上を図り、移住支援事業の活用を促す。

3 事業の実施体制等

(1) 本事業統括責任者

本委託事業を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

(2) 事業スタッフ

本委託事業を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

4 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 移住支援事業

本県が実施する若者応援給付金、移住支援金、地方就職支援金、U I Jターン就活応援補助金及びU I Jターン引っ越し補助金の総称

(2) 三大都市圏等

東京圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）、名古屋圏（愛知県、岐阜県、三重県）、大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）、福岡県

(3) 若者応援給付金

「若者U I Jターン促進事業実施要領」に基づき、三大都市圏等から宮崎県内に移住した若者（29歳以下）に支給する補助金

(4) 移住支援金

「宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領」及び「宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領」に基づき、三大都市圏等から宮崎県に移住した者に支給する補助金

(5) 地方就職支援金

「宮崎県地方就職学生支援事業実施要領」に基づき、東京都内に本部がある大学及び大学院に通う学生が、宮崎県内の企業の選考面接等に参加するための交通費や、宮崎県に移住する際にかかった引っ越し費用を支給する補助金

(6) U I Jターン就活応援補助金

「若者等ふるさと就職応援事業実施要領」に基づき、県外在住者が県内企業への選考面接等の参加に要する交通費・宿泊費等を支給する補助金

(7) U I Jターン引っ越し補助金

「若者等ふるさと就職応援事業実施要領」に基づき、県外在住者が県内企業へ就職した際の引っ越し費用を支給する補助金

5 委託業務内容

(1) 移住支援事業のPR広告

ア 内容

県が昨年度実施した令和7年度「若者UIJターン促進支援事業」PR業務(以下、「令和7年度委託業務」という。)で作成したPR動画及びバナー等を活用した移住支援事業のPR広告を行うこと。

(ア) PR動画：下記リンクのフルサイズ版

<https://www.youtube.com/watch?v=BcE9xq54EPA>

(イ) バナー：移住支援事業の各補助金に関する下記サイズのバナー

1920×1080px・1080×1080px・340×100px (いずれもjpg形式)

イ 広告のターゲット層

本事業の広告にあたっては、以下のターゲット層を基本とする。また、その他移住支援のPR効果を高めるために有効なターゲット層があれば提案可とする。

(ア) 県外(三大都市圏等)在住の若者層

若者応援給付金の支給対象となる29歳以下の若者

※本給付金は、新卒で就職後に数年のうちに離職・転職する「第2新卒者」の県内へのUIJターンを後押しすることを目的としている。

(イ) 県内在住の親世代

県外で働く第2新卒者の親世代にあたる県内在住の50歳代～60歳代

ウ 広告を行う媒体

上記「イ 広告のターゲット層」の、それぞれの属性に対して効果的に訴求できる媒体を提案すること。

〈例〉

- ・テレビCM(県内)
- ・新聞広告
- ・SNS広告(Instagram、X、TikTok等)
- ・有料動画広告(TVer等)
- ・就職・転職サイト(Indeed、マイナビ等) 等

なお、令和7年度委託業務における広告実績(PR動画の制作除く)は以下のとおり。

- ・テレビCM・・・15秒CM 計18本
- ・テレビ番組・・・番組内30秒告知 1回
- ・ラジオ・・・中継 1回
- ・SNS広告・・・次表の広告媒体により実施
(令和7年7月10日～令和8年3月15日まで)

広告媒体	広告の種類	表示回数	クリック数	クリック率
Meta 広告 (FB・IG)	リーチ広告	1,151,410	773	0.07%
	トラフィック広告	283,593	4,707	1.66%
	合計	1,435,003	5,480	0.38%
X 広告	リーチ広告	954,405	15,555	0.42%
	トラフィック広告	572,488	3,990	2.02%
	合計	1,526,893	11,565	1.02%
YouTube 広告	リーチ広告	746,333	826	0.11%
	トラフィック広告	984,776	21,439	2.18%
	合計	1,731,109	22,265	1.29%

エ 広告の実施

- (ア) 「ウ 広告を行う媒体」で提案した媒体により広告を行うこと。なお、広告の実施に際しては、提案に基づき県と協議の上決定する。
- (イ) 大型連休等で県外在住者が帰省するシーズンなど、PRが効果的な期間に重点的に広告を実施すること。具体的な実施期間については、提案に基づき県と協議の上決定する。
- (ウ) 広告に当たっては、移住支援事業の各補助金の紹介ページのリンク等を表示し、補助金の詳細について確認を促すこと。
- (エ) SNS 広告の表示回数は総計 400 万回以上とする。

オ 広告結果の分析

- (ア) 実施した広告毎に、リーチ数、インプレッション数、クリック数(率)、いいね数、コメント数、内容等の結果を集約すること。
- (イ) (ア) の集約結果を検証・分析し、毎月報告すること。具体的な分析内容については県と協議の上決定する。
- (ウ) 広告結果の分析を元に、より効果的な広告媒体を提案すること。

(2) 事業者のノウハウを生かしたPR企画及び実施

ア 内容

上記(1)の内容に関連し、効果的であると考えられる取組について、事業者のノウハウを生かし、移住支援事業のPRに資するものを1つ以上企画し、提案すること。

なお、提案の際は、企画内容のコンセプト、スケジュール、ターゲット、実施回数などの具体的な内容等を示すこと。(企画例は次のとおり。)

〈例〉

- ・ターゲット層に特化したインフルエンサーの起用及び広告動画の作成
- ・移住支援事業に関するイラスト広告動画の作成
- ・移住支援事業のランディングページを制作し、PR動画から誘導 等

イ 留意事項

- (ア) 企画内容は、実現可能なものであること。
- (イ) 実施に要する経費は全て見積額に含むものとする。
- (ウ) 実施にあたっては県と協議の上決定する。

(3) 事業完了報告書の作成

事業終了後、速やかに次の内容をまとめた報告書を作成し提出すること。

ア 事業概要

イ 事業の実施体制

ウ 事業実績

エ 収支報告書 等

※ なお、本事業により新たに制作した制作物の著作権、肖像権等の一切の権利は県に帰属し、県はこれらが無償で自由に二次利用できるものとする。

6 その他留意事項

(1) 成果品の引き渡し後1年の間に、成果品に瑕疵があった場合は、修正等必要な措置を無償で講ずること。

(2) 本事業により新たに製作した成果物等の著作権は宮崎県に帰属し、宮崎県はこれらが無償で自由に二次利用できるものとする。

(3) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区別して会計処理を行うこと。

(4) 本委託業務に係る書類・領収書等は契約期間終了後5年間は保存すること。

(5) 個人情報の取扱を適正に行うこと。

(6) 本業務の受託者は、業務を実施するに当たり、県と十分な調整を行うこと。

(7) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上定めるものとする。